

八代市地域包括支援センター運営業務委託 法人公募要項

スケジュール

公募要項の配布	令和8年6月15日（月）～7月31日（金）
応募書類の提出期間	令和8年6月15日（月）～7月31日（金）
選考審査	令和8年8月下旬（予定）
選考結果の通知	令和8年9月下旬（予定）

八代市健康福祉部高齢者支援課
令和8年6月

I 公募の概要

1. 公募について

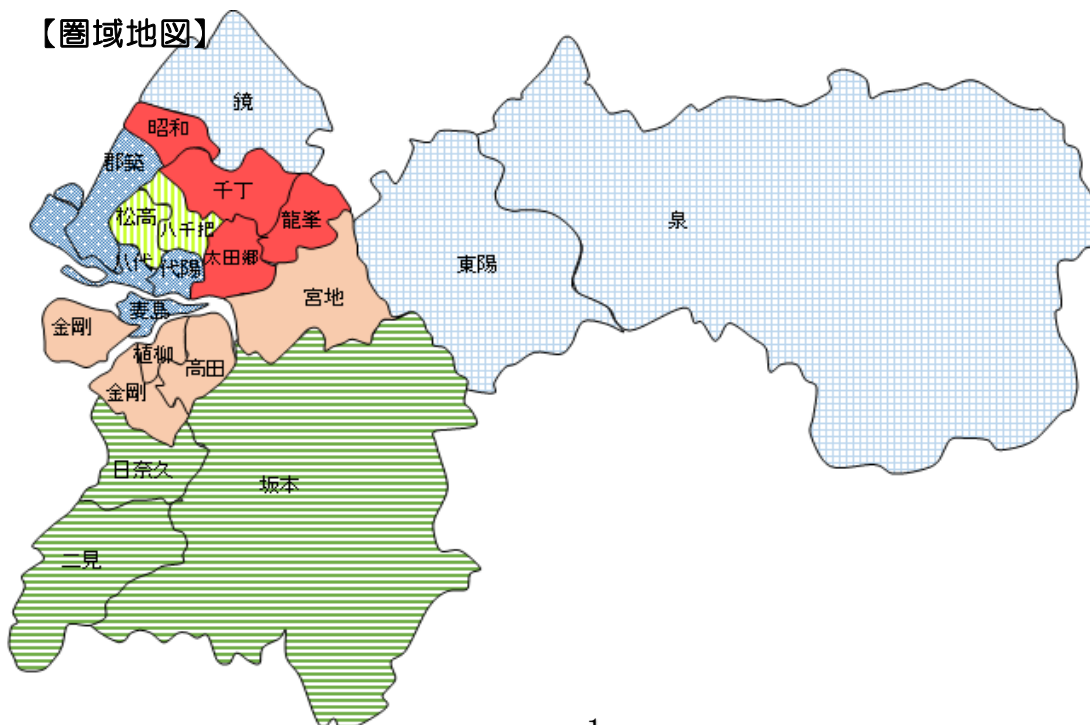
高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、必要に応じて介護、福祉、保健、医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケア体制を構築する必要があります。

このため、6 圏域それぞれに中核機関としての役割を担う地域包括支援センター一運營業務の委託を希望する法人を募集します。

2. 募集圏域

圏域	名称	担当地区	人口	高齢者人口	高齢化率
圏域 1	八代市第1地域 包括支援センター	鏡・東陽・泉	16,723 人	6,647 人	39.7%
圏域 2	八代市第2地域 包括支援センター	太田郷・昭和 龍峯・千丁	24,742 人	8,012 人	32.3%
圏域 3	八代市第3地域 包括支援センター	松高・八千把	26,646 人	7,894 人	29.6%
圏域 4	八代市第4地域 包括支援センター	代陽・八代 麦島・郡築	24,223 人	8,211 人	33.8%
圏域 5	八代市第5地域 包括支援センター	植柳・高田 金剛・宮地	20,094 人	7,838 人	39.0%
圏域 6	八代市第6地域 包括支援センター	日奈久・二見 坂本	5,629 人	3,507 人	62.3%

(令和8年4月末現在)



3. 地域包括支援センターの名称

各地域包括支援センターの名称については、1 ページの2.募集圏域にて記載している名称を正式名称として使用するものとします。

なお、正式名称以外に愛称を併用して使用することができるものとし、愛称については、特定の施設等を連想させるようなものではなく、公益的な機関として適切なものとします。

4. 委託契約

(1) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

(2) 委託契約の解除

次の事由に該当した場合は、八代市地域包括支援センター運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに委託法人との契約を解除することがあります。

- ・委託法人が法令等を遵守しない場合
- ・委託法人が適切、公平、中立に業務を実施しておらず、市の是正に従わない場合
- ・その他市が契約を解除する必要があると認める場合

なお、委託法人の都合により、委託法人による予告のない解除権の行使は認めません。

5. 設置場所・設備

(1) 設置場所

設置場所は、地域住民の利便性に配慮した受託圏域内のわかりやすい場所に設置すること。

(2) 設備

- ①地域包括支援センターを設置する予定である建物及び不動産については、耐震基準及び建築基準法その他の法令を遵守していること。
- ②地域包括支援センターには、事務室、相談室及び会議室を設置すること。
- ③併設のサービス提供事業部門がある場合は、地域包括支援センターの事務スペースとは分離すること。
- ④事務室内には、机、椅子、施錠可能な書類保管庫、パソコン、プリンタ、電話、FAXを設置すること。
- ⑤インターネットへの接続が可能な環境を整備し、地域包括支援センターが専用で利用できる電子メールアドレス（WEBメールを除く）を取得すること。ただし、個人情報を取り扱うパソコンについては、情報の漏洩についての十分な対策を実施するものとし、インターネットに接続しない又は、十分なセキュリティシステムを構築すること。
- ⑥駐車場は、来客専用のスペースを確保するなど、来訪者を考慮したものとする

- ⑦建物の周辺、入口を含めて、高齢者に配慮した建物及び設備であること。
- ⑧地域包括支援センターの看板を1つ以上設置すること。
- ⑨設備類に関する経費は、委託法人が負担すること。また、設備類に係る契約等に市は一切関与しないものとする。

6. 業務対応時間

(1) 開設日

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

(2) 開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで

※利用者へのサービス提供の観点から、委託法人の判断により上記の開設日及び開設時間を超えて開設することは構いません

※地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時の対応など24時間の連絡体制を取れるよう必要な措置を講じること

7. 委託業務の内容

(1) 包括的支援事業に関する業務

- ①第1号介護予防支援業務（介護保険法第115条の45第1項第1号二）
- ②総合相談支援業務（介護保険法第115条の45第2項第1号）
- ③権利擁護業務（介護保険法第115条の45第2項第2号）
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第115条の45第2項第3号）

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（介護保険法第115条の46第7項）

(3) その他の業務

※注意

- ①詳細については、別紙業務委託仕様書を参照すること。
- ②法改正等により業務内容に変更が生じる場合があります。
- ③委託法人に対し、次に掲げる業務を別途委託契約する方向で検討しております。
 - ・介護予防教室（介護予防普及啓発業務）
 - ・やつしろ元気体操教室（地域介護予防活動支援業務）
 - ・家族介護者交流教室（家族介護支援業務）
 - ・介護技術教室（介護技術支援業務）
 - ・認知症地域支援推進員配置（認知症地域支援業務）
- ④上記7（1）から（3）までの委託業務とは別に、市の指定を受けて指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第16項）を行うものとなります。

8. 人員体制

(1) 職種別配置人数

職員は、次に掲げる圏域における高齢者人口数に応じて規定する職員を配置すること

圏域名	高齢者人口	配置職員数	配置すべき職員の職種及び職員数
圏域 1	6,647 人	5 名	【常勤・専従の職員】 ①保健師その他これに準ずる者※1 1名 ②社会福祉士その他これに準ずる者※2 1名 ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者※3 1名 ④上記①～③までの資格を有する者 1名
圏域 2	8,012 人		
圏域 3	7,894 人		
圏域 4	8,211 人		
圏域 5	7,838 人		
圏域 6	3,507 人	4 名	【常勤・専従の職員】 ①保健師その他これに準ずる者※1 1名 ②社会福祉士その他これに準ずる者※2 1名 ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者※3 1名 ④上記①～③までの資格を有する者 1名

(高齢者人口は令和8年4月末時点)

※1 保健師その他これに準ずる者

これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師をいい、経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

※2 社会福祉士その他これに準ずる者

これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

※3 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）

(2) 勤務形態

上記（1）に規定するとおり、①から④の職種の職員については、何れの職種

も常勤・専従で配置してください。また、⑤に規定する職員については、同一法人内の他事業所との兼務が可能です。

(3) 管理者（センター長）の選任

管理者を定めてください。なお、管理者は上記（1）①から③の何れかの職員の中から選任してください。

(4) 育休等代替職員の補充

上記（1）①から⑤の何れかの職員が育児休暇又は90日以上病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。ただし、緊急止むを得ない場合で事前に市の承認を得たときは、この限りではありません。

(5) その他

上記（1）で規定する職員の外に、市の指定を受けて行う指定介護予防支援事業に従事する職員（指定介護予防支援に関する知識を有する職員をいう。）を業務量に応じて必要数配置すること。

【参考：ケアプラン作成件数（令和7年度実績）】

◆指定介護予防支援

圏域	ケアプラン 作成件数	（うち委託 した件数）
圏域1	1,953件	（435件）
圏域2	1,887件	（476件）
圏域3	1,346件	（411件）
圏域4	1,791件	（893件）
圏域5	2,341件	（666件）
圏域6	757件	（40件）

◆第1号介護予防支援

圏域	ケアプラン 作成件数	（うち委託 した件数）
圏域1	522件	（91件）
圏域2	1,412件	（284件）
圏域3	1,107件	（331件）
圏域4	1,267件	（520件）
圏域5	1,096件	（275件）
圏域6	1,021件	（11件）

9. 運営財源等

(1) 運営財源

各圏域における地域包括支援センターの運営財源は、次に掲げる表のとおりとなります。なお、消費税及び地方消費税は、原則として非課税です。

①包括的支援事業に関する業務等に係る委託料（年額）

圏域名	委託料（人件費・運営経費等）	山間地域加算額	委託料合計額
圏域1	32,632,000円	500,000円	33,132,000円
圏域2	32,032,000円		32,032,000円
圏域3	32,032,000円		32,032,000円
圏域4	32,032,000円		32,032,000円
圏域5	32,032,000円		32,032,000円
圏域6	27,064,000円	400,000円	27,464,000円

②指定介護予防支援業務に係る介護報酬

委託法人の収入となりますが、業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託す

る場合は、指定居宅介護支援事業所へ介護報酬の一部を支払うことになります。

(2) 委託料の支払方法

委託法人の請求により支払います。支払の時期、方法については契約等にてこれを定めます。

(3) 経理区分

上記(1)①委託料と(1)②介護報酬は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備してください。

10. その他

(1) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、関係法規を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

また、業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

(2) 苦情処理体制の整備

苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。また、必要な場合は、速やかに市に報告し、指示を受けること。

(3) 再委託の禁止

業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(4) 地域運営協議会の設置

委託法人は、地域包括支援センター業務の中立性・公平性を検証するとともに、地域の様々な社会資源の活用等を図るため、地域の関係団体代表者等で構成する「地域運営協議会」を地域包括支援センター毎に設置し、年1回以上の開催を義務付けるものとします。

地域運営協議会は、5～10人程度の自治会代表、民生委員・児童委員代表、地域ボランティア代表等で構成され、委員は圏域の地域性等を考慮し委託法人が選定するものとします。

(5) 職員の資質の向上

職員のさらなる資質向上・能力開発のため、個々の職員の能力に即した人材育成を計画的に実施し、地域住民や関係団体から信頼される中核的な相談支援体制づくりに取り組むこと。

(6) 防災対策

平成29年6月施行の改正水防法及び令和3年7月施行の改正水防法に基づく避難確保計画を作成していること。

Ⅱ 応募の手続き

1. 応募資格

包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- ①老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利法人であること。
- ②介護保険法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないものであること。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ④八代市暴力団排除条例（平成 23 年八代市条例第 32 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- ⑤市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ介護保険サービスの提供実績があること。
- ⑥募集圏域内において、地域包括支援センターを設置できること。
- ⑦法人税、消費税及び地方消費税、市税の滞納がないこと。

2. 応募方法

(1) 提出書類

- ①八代市地域包括支援センター運営業務委託法人応募申請書〔様式 1〕
- ②誓約書〔様式 2〕
- ③法人概要書〔様式 3〕
- ④法人の概要がわかるパンフレット
- ⑤法人役員名簿（八代市暴力団排除条例第 10 条に係る同意書を含む）〔様式 4〕
- ⑥八代市内で提供している介護サービス等の概要〔様式 5〕
- ⑦職員配置計画書〔様式 6〕
- ⑧資格を有する証明書（写し）
- ⑨職員研修計画・実績〔様式 7〕
- ⑩個人情報管理体制〔様式 8〕
※個人情報保護マニュアル等（規程の有無で「有」の場合のみ）
- ⑪地域包括支援センター設置場所の状況〔様式 9〕
- ⑫地域包括支援センター設置場所の位置図
- ⑬地域包括支援センター内の平面図
- ⑭地域包括支援センターの設置内容等がわかる写真
- ⑮業務実施計画書〔様式 10〕
- ⑯法人の定款、寄付行為等（写し）
- ⑰法人登記事項証明書（3 ヶ月以内に発行されたもの）

⑱法人の財務諸表（貸借対照表、収支計算書又は損益計算書、財産目録）

⑲法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分、写し可）

※税務署が発行する納税証明書「その3の3」となります。

※納税義務のない法人については、その旨を記載した申立書〔様式11〕を提出してください。

⑳市税滞納有無調査承諾書〔様式12〕

㉑避難確保計画書（写し）

（2）提出部数

正本 1部・・・別紙1 応募書類一覧すべて

副本（正本の写し）5部・・・ // （2、8、※1、16、17、19、※2、20、21は除く。）

（3）提出にあたっての留意事項

①書類は全てA4サイズとし、片面印刷すること。

②上記2（1）の順に1部ずつ書類を重ねて、フラットファイルに綴じたものを6冊提出すること。

③インデックスは不要とする。

④応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

⑤提出期限後における応募書類の修正、追加等は、原則認めません。

⑥応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（4）提出期間

令和8年6月15日（月）から令和8年7月31日（金）まで

※土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

（5）提出場所

八代市高齢者支援課高齢者福祉係（本庁1階3番窓口）

（6）提出方法

八代市高齢者支援課に直接提出してください。（郵送不可）

3. 質問方法

公募要項等に関する質問の受付及び回答については、次のとおり行います。

個別のご質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

（1）受付期間

令和8年6月15日（月）から令和8年7月14日（火）まで

（2）受付方法

別紙様式の質問票に必要事項を記載の上、FAX又はメールにて提出してください。※電話での質問の受付はしません。

高齢者支援課

FAX番号：0965-33-8983

メールアドレス：korei@city.yatsushiro.lg.jp

（3）回答

応募者間の公平を期すため、質問及び回答の内容全てを市ホームページで公表。

※随時公表し、最終公表予定日：令和8年7月21日（火）

4. 応募の抹消

応募した法人が次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査及び選考の対象から除外します。

- (1) 応募書類の提出期間中に応募書類がすべて提出されなかった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) その他不正行為があった場合

Ⅲ 選考方法

1. 選考について

選考については、八代市役所内に選考委員会を設置し、選考委員会において審査を行い、委託候補法人を選考します。募集圏域に委託を希望する法人が複数いる場合は、最も評価の高い法人を選考します。

選考は、あくまで委託候補法人を特定するものであり、契約行為ではありません。

2. 選考方法

選考方法については、提出された応募書類により別に定める選考基準に基づき評価します。なお、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションを行うこともあります。

Ⅳ 選考後

1. 選考結果の通知及び方法

選考結果については、応募者全員に通知します。また、選考結果の概要を八代市ホームページへの掲載により公表します。

なお、選考理由、結果の内容等に関するお問合せには、一切お答えいたしません。

2. 協議・契約

選考結果の通知後、委託候補法人と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結します。

なお、契約までの間に業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が

生じたときは、業務委託契約を締結しない場合があります。

また、選考後の委託の辞退は原則として認めません。委託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

3. 業務の引継ぎ

委託候補法人は、令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和8年度中に当該圏域を担当している法人と業務の引継ぎや必要書類の作成など必要な準備を行っていただきます。

なお、引継期間に要した費用は、委託候補法人の負担とします。

V 問合せ及び提出先

事務局：八代市健康福祉部高齢者支援課（本庁舎1階）

住所：〒866-8601

八代市松江城町1番25号

電話：0965-33-4436（直通）

FAX：0965-33-8983

メールアドレス：kourei@city.yatsushiro.lg.jp

担当：高齢者支援課 高齢者福祉係 担当：市野、小山、竹森